

令和 7 年度

姫路市地域ケア推進協議会（第 2 回）

会議資料

令和 8 年（2026 年）2 月 4 日

姫路市健康福祉局長寿社会支援部

【協議事項】

1 令和8年度姫路市地域包括支援センター運営業務委託に係る契約の締結

(1) 地域包括支援センターにおける人員配置基準及び配置状況

＜配置基準＞

区分	基本職員	認知症担当職員	地域担当職員
地域包括支援センター	管轄圏域の高齢者	1人	—
	人口に応じて配置	1人	2人（1人）

※認知症担当職員は、地域住民や関係者に対して認知症に対する理解を深める啓発等の認知症施策の推進等を担当する。

※地域担当職員は、「準基幹地域包括支援センター」のみに配置し、センターの管轄圏域を超える広い視野で、医療関係者及び地域住民団体等の関係機関との連携強化の推進等を担当する。

＜配置状況＞

No	センター名	高齢者 人口 R7.12.31	基本職員 配置基準	基本職員配置状況 (R7.12.31 時点)			認知症 担当	地域 担当
				合計	保健師 等	社会福 祉士等		
1	白鷺・琴陵	6,583	4	4	1	1	2	1
2	城乾・東光	8,155	5	5	2	2	1	1
3	山陽	9,194	5	5	2	2	1	1
4	高岡	5,550	3	3	1	1	1	1
5	安室	6,262	4	4	1	2	1	1
6	花田・城山	4,624	3	3	1	1	1	1
7	四郷・東	6,258	4	4	2	1	1	1
8	書写・林田	7,443	4	4	1	1	2	1
9	大白書	5,406	3	3	1	1	1	1
10	灘	6,842	4	4	2	1	1	1
11	大的	3,866	3	3	1	1	1	1
12	飾磨西	6,736	4	4	1	2	1	1
13	飾磨	7,791	4	4	2	1	1	1
14	大津	6,571	4	4	1	2	1	1
15	広畠	8,509	5	5	2	2	1	1
16	朝日	7,343	4	4	1	2	1	1
17	網干	4,580	3	3	1	1	1	1
18	増位・広瀬	9,951	5	5	2	1	2	1
19	北	6,472	4	4	1	2	1	1
20	香寺	6,171	4	4	2	1	1	1
21	夢前	6,227	4	3	1	2	0	1
22	安富	1,636	2	2	—	1	1	1
23	家島	1,785	2	1	0	1	—	1
合計		143,955	87	85	28	33	24	23
								7

【協議事項】

(2) ケアプラン作成業務（職種別）の取扱基準及び件数

＜基準＞

本市では、職員が地域包括支援センターの運営業務（介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（以下「ケアプラン作成業務」という。）以外）に十分に取り組む時間を確保するため、ケアプラン作成業務の取扱件数に上限を設定している。

区分	管理者	基本職員	認知症担当	地域担当 (準基幹のみ)	プランナー (常勤換算 1.0 人当たり)
取扱件数	10 件以内	15 件以内	15 件以内	5 件以内	70 件（標準） ※100 件超過不可

＜確認方法＞

毎月、職員ごとの担当件数の報告を受けている。基準を超過している場合は、あわせて改善計画の報告を受け、改善状況の確認している。

＜ケアプラン取扱件数＞

※基本職員の件数には管理者分を含まない。
※()内の件数は、管理者との兼務による再掲
※プランナーの配置状況は、常勤換算数を記載

No	センター名	配置状況		ケアプラン取扱件数 (R7.12月)					
		基本職員等	プランナー	管理者	基本職員	認知症担当	地域担当	プランナー	計
1	白鷺・琴陵	5	1.0	9	44	13	-	67	133
2	城乾・東光	8	1.3	10	40	(10)	8	65	123
3	山陽	6	0.4	11	55	14	-	23	103
4	高岡	4	1.0	7	27	15	-	55	104
5	安室	5	1.8	8	41	13	-	109	171
6	花田・城山	4	1.0	8	25	14	-	62	109
7	四郷・東	4	1.3	10	13	15	-	105	143
8	書写・林田	5	4.0	8	35	10	-	217	270
9	大白書	4	2.0	6	35	(6)	-	134	175
10	灘	5	1.7	10	43	15	-	122	190
11	大的	4	-	10	27	15	-	-	52
12	飾磨西	5	3.0	8	35	12	-	182	237
13	飾磨	7	1.5	10	27	11	10	96	154
14	大津	5	2.1	10	40	13	-	119	182
15	広畠	7	0.5	7	52	(7)	4	30	93
16	朝日	5	2.8	4	34	14	-	163	215
17	網干	4	2.5	8	20	0	-	144	172
18	増位・広嶺	6	0.6	9	56	14	-	37	116
19	北	7	0.3	6	25	10	9	11	61
20	香寺	5	2.0	1	40	10	-	90	141
21	夢前	4	-	7	19	7	-	-	33
22	安富	3	0.3	0	0	0	-	17	17
23	家島	2	0.8	15	-	33	-	90	138
合計		115	31.9	182	733	215	31	1,938	3,099

(3) 地域包括支援センターに対する実地指導（運営）及び実地検査（個人情報管理）状況

ア 実施状況（令和6年度及び令和7年度の2か年の状況）

No.	センター名	受託法人	実地指導 (運営)				実地検査 (個人情報管理)			
			実施		結果		実施		結果	
			R7	R6	基準 違反	指摘 事項	R7	R6	漏洩 事案	指摘 事項
1	白鷺・琴陵	姫路医療生活協同組合	○		なし	あり	○	○	なし	なし
2	城乾・東光	(社) 姫路市社会福祉協議会		○	なし	なし	○	○	なし	なし
3	山陽	アースサポート㈱	○					○		
4	高岡	(社) あかね	○		なし	あり	○	○	なし	あり
5	安室	(社) ささゆり会	○		なし	あり	○	○	なし	なし
6	花田・城山	(社) 本覚寺苑	○		なし	あり	○	○	なし	なし
7	四郷・東	(社) 清章福祉会	○		なし	あり	○	○	なし	なし
8	書写・林田	(社) 姫路社会福祉事業協会	○		なし	あり	○	○	なし	なし
9	大白書	(社) よい子の広場福祉会	○					○		
10	灘	㈱セイフティサービス	○		なし	あり	○	○	なし	なし
11	大的	(社) 播磨灘	○		なし	あり	○	○	なし	なし
12	飾磨西	(社) 敬寿会	○		なし	なし	○	○	なし	なし
13	飾磨	(社) 姫路市社会福祉協議会		○	なし	なし	○	○	なし	なし
14	大津	(社) やながせ福祉会		○	なし	あり	○	○	なし	なし
15	広畑	(社) 姫路市社会福祉協議会		○	なし	なし	○	○	なし	なし
16	朝日	(社) やながせ福祉会		○	なし	なし	○	○	なし	なし
17	網干	(社) 幸	○		なし	あり	○	○	なし	なし
18	増位・広嶺	姫路医療生活協同組合		○	なし	あり	○	○	なし	あり
19	北	(社) 姫路市社会福祉協議会		○	なし	あり	○	○	なし	なし
20	香寺	(社) 徳宗福祉会		○	なし	あり	○	○	なし	あり
21	夢前	(医) 夢前会	○		なし	あり	○	○	なし	なし
22	安富	(社) きたはりま福祉会		○	なし	あり	○	○	なし	なし
23	家島	㈱デコ・フォルテ		○	なし	あり	○	○	なし	なし
合計			13	10	13		10			

イ 令和7年度実地指導（センター運営）及び実地検査（個人情報管理）の結果

＜地域包括支援センター運営＞

● 改善を図るべき事項

項目	指導内容
介護予防サービス	要介護認定を受けた利用者に直近の介護予防サービス計画書及びその実施状況に関する書類を利用者に交付する旨、マニュアルを修正すること。

● 指導事項

◆契約書関係	
項目	指導内容
<利用者契約> 内容及び手続の説明及び 同意	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報使用同意書に同意を得た日付を記入すること。
<居宅介護支援事業所> 一部委託契約書	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援事業所との一部契約書について、相手方の押印・割印がなかったため、押印すること。

◆介護予防サービス計画書関係	
項目	指導内容
介護予防サービス計画	<ul style="list-style-type: none"> 一部の利用者の介護予防サービス計画書について、作成日以前にサービスの利用を開始していた。計画書を作成の上、サービス利用につなげること。 一部の利用者についてプランに同意を得た日付の記入がなかった。同意を得ることができた日付を記入すること。 モニタリングは特段の事情がない限り、本人から聞き取ること。 医療保険による介護保険を利用についてケアプランへ追記すること。 日付、氏名の記入漏れについて、当該利用者に説明のうえ加筆すること。 暫定プランでサービスを利用開始する場合には、ケアプランを作成し、利用者の同意得ること。 サービス利用変更・終了時には必ず評価を実施すること。

◆運営規程関係	
項目	指導内容
運営規程	運営規定について、最新のものに統一すること。
重要事項の掲示	重要事項をウェブサイトに掲載および、最新のものに更新すること。

◆職員の勤務体制の確保関係	
項目	指導内容
勤務体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● タイムカード等により従業者の正確な出退勤時間を記録するなど、客観的な方法により従業者の勤務時間を管理すること。 ● 地域包括支援センターの業務は、姫路市役所本庁の開庁日及び開庁時間を原則とするため、変形労働時間制は好ましくない。よって変形労働時間制は業務に支障のない程度にとどめるものとすること。
	職員との「雇用契約書」の法人情報欄については、法人の住所を記載すること。

＜個人情報管理＞

● 指導事項

◆個人情報の取扱関係	
項目	指導内容
持ち出す場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> ● デジカメを持ち出した場合は、他の個人情報と同様に持ち出し簿に記録し、持ち帰り時は削除の確認まで行うこと。
事故対応時の連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 事故発生時の対応について包括内・委託先とともに連絡体制を明記するなど双方で確認すること。
相談スペース	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者からの相談において個人情報が漏れることがないよう場所・スペースを確保すること。

I 地域包括支援センター運営協議会

【高齢者支援課】

1 地域包括支援センターの運営に関する報告

はじめに

地域包括支援センターは必須事業として、地域支援事業と指定介護予防支援がある。包括的支援事業の社会保障充実分の在宅医療・介護連携推進事業については、姫路市在宅医療・介護連携支援センターへ委託し、生活支援体制整備事業の一部は姫路市社会福祉協議会へ委託している。

地 域 支 援 事 業	包括的支援事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域包括支援センターの運営 <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合相談支援業務 ○ 権利擁護業務 ○ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ○ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業） (2) 社会保障充実分 <ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅医療・介護連携推進事業 ○ 生活支援体制整備事業 ○ 認知症総合支援事業 ○ 地域ケア会議推進事業
	介護予防・日常生活支援総合事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) サービス・活動事業 <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業） (2) 一般介護予防事業
	任意事業

指定介護予防支援：予防給付

多職種協働による地域包括ネットワークの構築

【報告事項】

(1) 包括的支援事業の活動実績

① 総合相談支援業務

総合相談支援では、介護・福祉・保健・医療など、高齢者に関するさまざまな相談に対応し、地域における高齢者の実態把握や多様な社会資源のネットワーク化によって、高齢者の支援ニーズを把握し、適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。

総合相談支援実績（延べ件数）

	相談受付件数	
	年間件数	月平均件数
令和4年度	36,179	3,015
令和5年度	37,644	3,137
令和6年度	43,594	3,633
令和7年度 (9月末)	21,782	3,630

総合相談支援実績（相談内容別）※重複計上あり

	介護	介護 予防	医療 健康	生活	認知症	権利 擁護 業務	ケアマネジ メント 支援	その他	計
令和4年度	24,252	1,983	6,064	10,859	5,538	2,000	1,499	2,912	55,107
令和5年度	23,262	4,283	4,876	10,125	5,938	1,960	1,507	2,828	54,726
令和6年度	27,612	3,039	6,543	12,989	6,826	2,584	2,039	3,906	65,538
令和7年度 (9月末)	14,752	914	3,599	6,139	2,821	677	936	1,608	31,446

総合相談支援実績（相談者別）※重複計上あり

	本人 ・ 家族	市	警察 ・ 消防	介 護 支 援 専 員	介護サ ービス 事業 所	医療 機関	その 他 関 係 機 関	民 生 委 員	地 域 団 体 等	計
令和4年度	25,512	1,818	479	4,888	2,278	3,529	1,595	1,307	765	42,171
令和5年度	26,327	1,559	361	5,496	2,275	3,319	1,603	1,449	723	43,112
令和6年度	29,883	2,232	530	6,573	2,942	4,148	1,726	1,745	908	50,687
令和7年度 (9月末)	15,189	878	245	3,315	1,353	1,997	927	914	508	25,326

【報告事項】

② 権利擁護業務

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者等が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、権利侵害の予防や対応を行う。虐待疑いの可能性がある相談は、コアメンバー会議（高齢者虐待の判定会議）を実施する。

相談件数実績（延べ件数）

	虐待	消費者被害	成年後見等	計
令和4年度	1,179	75	746	2,000
令和5年度	1,234	134	592	1,960
令和6年度	1,789	135	660	2,584
令和7年度 (9月末)	416	60	201	677

養護者による高齢者虐待 コアメンバー会議実績

	高齢者虐待疑い相談 対象者数	コアメンバー会議 対象者数	会議開催件数 (延べ)	虐待認定 対象者数
令和4年度		82	150	15
令和5年度		61	109	6
令和6年度	303	74	132	18
令和7年度 (9月末)	159	28	34	4

※令和6年度より、高齢者虐待疑い相談対象者数（実人数）に関する集計を開始している。

③ 包括的・継続的マネジメント支援業務

地域の支援機関のネットワークを構築し、高齢者の住みやすい地域づくりを進めていくために、地域包括支援センターが中心となり、地域の居宅介護支援事業所の介護支援専門員とともに、日常生活圏域を単位に（一部、複数の圏域が合同）、介護支援専門員等、高齢者の生活を支援する専門職への研修会を開催する。また、地域の関係機関等と連携を構築するための研修会を開催する。

ブロック研修会開催実績

	包括主催	参加人数
令和4年度	40	1,370
令和5年度	40	1,413
令和6年度	40	1,465
令和7年度 (9月末)	16	620

【報告事項】

④ 介護予防ケアマネジメント

要支援者や要介護認定を申請した結果非該当となった高齢者、地域の通いの場で把握した支援が必要と思われる高齢者に対して状況を確認し、必要に応じて支援や介護予防活動へつなぐ。

非該当者への介護予防ケアマネジメント実績

非該当 リスト人数	非該当者への介護予防ケアマネジメント					
	基本チェックリスト実施なし	非該当者への対応（処遇）結果			該当項目 なし	未対応者
		総合事業 対象者	総合事業 非対象者	該当項目 なし		
令和4年度	198	156	14	25	3	1
令和5年度	194	143	20	16	15	0
令和6年度	175	127	15	11	11	9

⑤ 生活支援体制整備事業

地域の住民や各種団体、企業など様々な人が連携し、日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の促進を図っていくことを目標に、「生活支援コーディネーター」の配置や「協議体」の設置により高齢者を支える地域づくりを行う。

生活支援コーディネーターの配置実績（令和7年9月末）

種別	人数
第1層（市域全体）生活支援コーディネーター	1
第2層（準基幹圏域）生活支援コーディネーター	7

協議体設置実績

	協議体設置地区数
令和4年度	49
令和5年度	52
令和6年度	58
令和7年度(9月末)	60

【報告事項】

⑥ 認知症総合支援事業

i 認知症初期集中支援事業

複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族に初期の支援を実施し、自立生活のサポートを行う。生活支援検討会議で決定した支援策を、訪問型評価チームが家庭訪問を実施し、本人・家族および支援者が実践できるよう調整する。

認知症初期集中支援会議実績

	生活支援検討会議		訪問型評価チーム	
	実人数	延人数	実人数	延人数
令和4年度	9	18	9	18
令和5年度	11	20	11	20
令和6年度	13	28	13	28
令和7年度(9月末)	10	12	10	12

ii 認知症サポート活動促進・地域づくり推進事業（チームオレンジ）

令和7年度も引き続きチームオレンジコーディネーターを配置し、認知症サポートを中心とした支援者を繋ぐ仕組みの構築に取り組んでおり、既存の認知症サポート養成講座に加え、ステップアップ講座を実施し認知症サポートの活動促進を行っている。

⑦ 地域ケア会議推進事業

i 地域ケア個別会議

(ア) 地域支えあい会議

高齢者の個別課題を解決する機能に加え、通いの場の継続参加と通いの場を起点にした生活支援のあり方を検討することを目的として地域包括支援センターが隨時開催する。

支えあい会議実績

	会議数
令和4年度	111
令和5年度	94
令和6年度	75
令和7年度（9月末）	120

(イ) ケアマネジメント力向上会議

主にケアマネジャーの生活機能に関する評価能力と高齢者の解決すべき課題と対応策を決定する能力の向上を目的として医師（認知症サポート医）、歯科医師など多職種による検討を各準基幹地域包括支援センター管轄圏域で開催する。

ケアマネジメント力向上会議実績

	会議数
令和4年度	24
令和5年度	24
令和6年度	24
令和7年度（9月末）	12

【報告事項】

(ウ) 自立支援ケア検討会議

生活援助中心型の訪問介護の回数が基準より多い事例の検証と地域包括支援センターが作成するケアプランの質の向上を目的として、リハビリテーション専門職と主任ケアマネジャーによる検討会議を基幹型地域包括支援センターが開催する。

自立支援ケア検討会議実績

	会議数
令和4年度	17
令和5年度	17
令和6年度	16
令和7年度（9月末）	8

ii 地域マネジメント会議（地域ケア推進会議）

地域ケア個別会議等から明らかになった地域の課題を「医療介護に関するもの」と「生活支援等に関するもの」に整理・分類し、課題解決を目的とした会議体につなぐための検討を各準基幹地域包括支援センター管轄圏域で開催する。

地域マネジメント会議の実績

	会議数
令和4年度	4
令和5年度	4
令和6年度	4
令和7年度（9月末）	※R8年2月に 4回実施予定

（2） 地域包括支援センター適正運営評価事業

地域包括支援センター自身が客観的な視点で業務内容を見直すことでサービスの質の向上を図り、地域から信頼される地域包括支援センターの運営となるよう、外部評価を「特定非営利活動法人はりま総合福祉評価センター」に委託し「姫路市地域包括支援センター運営方針」を参考として、職員の状況や実際の取組や工夫点について、ヒアリング調査実施している。

今年度は地域包括支援センターの適正運営評価のための評価基準内容を見直すとともに、評価手法や進め方に関するマニュアルを作成。評価基準について評価員に対して研修を行い、適正に評価できる体制を整えた。

評価結果は年度末に姫路市ホームページに掲載し公表する予定。

第三者評価の実施状況

＜令和7年度第三者評価の実施一覧＞

1	城乾・東光地域包括支援センター	6	増位・広瀬地域包括支援センター
2	飾磨地域包括支援センター	7	北地域包括支援センター
3	大津地域包括支援センター	8	香寺北地域包括支援センター
4	広畠地域包括支援センター	9	安富地域包括支援センター
5	朝日地域包括支援センター	10	家島地域包括支援センター

II 地域密着型サービス等運営委員会【高齢者政策課】**1 地域密着型サービス事業所の整備状況について**

増床した事業所について

○ 認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）

・夢前圏域

増床日 令和7年8月1日

施設名称 グループホーム千手荘（3床増床）

実施主体 社会福祉法人光寿福祉会

所在地 姫路市夢前町宮置819番地

(参考)

●現在の地域密着型サービス事業所数

	令和8年1月1日現在	令和7年1月1日現在
地域密着型介護老人福祉施設	15	15
認知症対応型共同生活介護事業所	37	37
認知症対応型通所介護事業所	3	3
小規模多機能型居宅介護事業所	20	20
看護小規模多機能型居宅介護事業所	7	7
定期巡回・隨時対応型訪問介護事業所	9	9
地域密着型通所介護事業所	106	104